

みんなの税 正しく使って 明るい社会

月湯中学校1年 今井 康 広

所得税の確定申告

申告と納税は正しく、お早めに

2月16日～3月15日

問い合わせ先 月湯村役場税務係 375-2710
巻務署 0256-72-2355

平成6年分、所得税の確定申告や村県民税の申告が2月16日から始まります。月湯村でも、2月20日(月)から役場相談室において、各地区別に日程を定め納税相談を行います。相談期間中は大変混雑しますので、先に配布済みの「納税相談のお知らせ」をよくお読みのうえ、申告に必要なものを用意して、定められた日においでください。



確定申告

所得税の特別減税の適用をお忘れなく。
※3月15日必至 ※3月31日必至

1. 水稻所得標準(10アール当り)

区分	収 入			必要経費	差引所得
	収 量	単 価	収 入 金 額		
普通地	外18kg	(100kg単価) 外 3,200円	197,653円	64,216円	133,437円
	586kg	33,631円			

(注) 普通地収量、適用米価の外書は0.1mmの網目差分であり、収入金額はその外書分を加算した後の金額です。差引所得の100円未満の端数を切り捨てます。

2. 自給用普通畑所得標準(10アール当り)

全 県 下	(10アール当り)	8,600円
-------	-----------	--------

4. 転作普通畑所得標準(10アール当り)

1. 販売野菜畑
(収入金額×14%)-(5,500円×面積)
2. 販売野菜畑以外
普通畑(自給畑)所得標準の30%相当額 (2,500円)

3. 露地販売野菜畑所得標準(10アール当り)

種 目	所得金額	摘 要
露地販売野菜畑	共同販売 (収入金額×38%)-(15,700円×面積)	全 県 下
	個人販売 (収入金額×42%)-(15,700円×面積)	

平成6年分農業所得標準が1月27日、県下一斉に開示されました。

※農業所得標準などについての問い合わせは、役場税務係でおたずねください。

平成6年分 農業所得標準

平成6年分特殊田畑所得標準(10アール当り)

種 目	所得金額	摘 要		
ハウス野菜	加温 共同販売 (収入金額×53%)-(591,200円×面積) 個人販売 (収入金額×55%)-(591,200円×面積) 無加温 共同販売 (収入金額×53%)-(406,000円×面積) 個人販売 (収入金額×55%)-(406,000円×面積)			
しいたけ	乾燥 共同販売 収入金額×15% 個人販売 収入金額×17% 生 共同販売 収入金額×13% 個人販売 収入金額×15%			
	花	露地 球根類 共同販売 (収入金額×54%)-(297,000円×面積) 個人販売 (収入金額×56%)-(297,000円×面積) 花き 球根類 共同販売 (収入金額×54%)-(177,000円×面積) 以外 個人販売 (収入金額×56%)-(177,000円×面積)		
		き	ハウス 球根類 共同販売 (収入金額×54%)-(465,000円×面積) 個人販売 (収入金額×56%)-(465,000円×面積) 花き 球根類 共同販売 (収入金額×54%)-(345,000円×面積) 以外 個人販売 (収入金額×56%)-(345,000円×面積)	
			メロン	露地メロン 共同販売 (収入金額×55%)-(30,500円×面積) 個人販売 (収入金額×57%)-(30,500円×面積)
ハウスメロン 共同販売 (収入金額×55%)-(475,000円×面積) 個人販売 (収入金額×57%)-(475,000円×面積)				
飼 料 畑	17,700円			
梨	共同販売 (収入金額×70%)-(124,200円×面積) 個人販売 (収入金額×72%)-(124,200円×面積)			
	桃	共同販売 (収入金額×70%)-(65,700円×面積) 個人販売 (収入金額×72%)-(65,700円×面積)		
りんご			実 査	
ぶどう	露地 共同販売 (収入金額×64%)-(84,400円×面積) 個人販売 (収入金額×66%)-(84,400円×面積) ハウス 共同販売 (収入金額×63%)-(187,700円×面積) 個人販売 (収入金額×65%)-(187,700円×面積)			
	露地いちご	(収入金額×54%)-(28,500円×面積)		
	ハウスいちご	(収入金額×54%)-(251,400円×面積)		
	柿	共同販売 (収入金額×52%)-(55,300円×面積) 個人販売 (収入金額×57%)-(55,300円×面積)		
おうとう		共同販売 (収入金額×80%)-(58,400円×面積) 個人販売 (収入金額×82%)-(58,400円×面積)		
	はす田 れんこん	共同販売 (収入金額×51%)-(150,500円×面積) 個人販売 (収入金額×53%)-(150,500円×面積)		
球 根		共同販売 (収入金額×48%)-(75,700円×面積) 個人販売 (収入金額×50%)-(75,700円×面積)		

特別減税が実施されます。

税制改正により、平成6年分の所得税について特別減税(所得税額の20%相当額で最高200万円)が実施されることになりました。

【給与所得者】

年末調整を受けることになっている一般サラリーマンの方は、給与の支払者のもとで年末調整の際に特別減税額

【確定申告をしなければならぬ人】

- ① 事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成6年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計



が控除されます。【公的年金等の受給者】公的年金等を受けていて源泉徴収税額がある方は、すでに特別減税額が還付されていますが、最終的な精算は確定申告によって受けることになります。

【退職所得がある方】

前年退職され、退職所得に対する源泉徴収税額がある方は、特別減税額の適用を受けるためには、確定申告書を提出

額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき

- ② サラリーマンで、給与の年収が、1500万円を超えるとき、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき
- ①、②以外に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしなければなりません。

【申告に必要なもの】

- ① 所得の算出に必要な書類
- ② 源泉徴収票
- ③ 各種保険料控除の支払証明書等
- ④ 身体障害者手帳及び戦傷病者手帳

する必要があります。【事業所得者・不動産所得者等】確定申告を行う必要がある方については、確定申告の際に特別減税額が控除されます。



- ⑤ 医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥ 印鑑

このほかにも、自宅を新築購入した場合や、多額の医療費を支払った場合は、確定申告をすることによって納めてある税金がもどってくる場合があります。

サラリーマン以外の人も、確定申告をするとき、これが控除の対象となります。該当する人は、事前に関係書類などを用意しておいてください。又、税務署から中告用紙の配付のあった方は、必ず持参してください。